

**建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置について
に関する意見および質問に対する回答について**

1. 意見

| 意見 | 回答 |
|---|--|
| <p>当該施設がすでに産廃処理施設として 5 1 条ただし書きの許可を得て稼働しており、当該申請地を一般産廃処理施設の敷地の位置として許可することは、都市計画上問題ないと考えます。ただし許可後、処理廃棄物量が増加することが予想されるため、近隣民家の理解を得ながら、生活上支障がないように十分配慮することや、正確な情報提供などを望むところです。</p> | <p>(事業者の回答)</p> <p>当該施設については、一般廃棄物処分業の許可、一般廃棄物処理施設設置の許可を要することから、許可申請をした廃棄物処理量にて事業を行います。許可後におきましても、処理量を増やすことなく、近隣民家や周辺の住環境や農地への影響に十分配慮します。</p> <p>なお、処理品目を変更する場合や処理量を増加する場合は、速やかに担当する伊勢市環境生活部（ごみ減量課）、三重県南勢志摩地域活性化局（環境室）へ協議するとともに、三重県県土整備部（建築開発課）へも協議を行い、建築基準法第 51 条ただし書き許可の再度の可否を確認します。</p> |
| <p>一般廃棄物処理施設になることで、ごみ処理の増量（処理能力 90.4t/1 日）、またそのことにより周辺の変化や支障がでた場合、既に許可していることに対して新たな規制をすることは難しいと思います。現況に支障がでてきた場合、その都度現況に合うように都市計画を変更するのでしょうか。特定用途制限地域が第二種田園・集落地区を、将来は幹線道路沿道流通・業務地区に変更する可能性もあります。既に形成された状況に都市計画が合わせていくことも必要だと思いますが、予想されることについてマスタープランと照らし合わせて方向性を決めることも必要だと思います。</p> | <p>(市の回答)</p> <p>建築基準法第 51 条ただし書きの規定による一般廃棄物処理施設の敷地の位置についての許可申請が再度必要となった場合には、都市計画審議会にて都市計画上の支障の有無について再度ご審議いただくこととなります。</p> <p>なお、今回の申請については、特定用途制限地域の制限に抵触するものではございません。</p> <p>また、一般的に都市計画については、長期的な視点から都市づくりの具体的なビジョンを示す都市マスタープランの方針に基づき決定及び変更を行っていくものと考えております。ただし、地域の実状に合わせる必要がある場合には、規模や周辺への影響も考慮して柔軟に対応していきます。</p> |
| <p>敷地の位置については、支障がないと考えますが、計画地においてすべてが自社所有地であるのか。又は土地の一部が賃貸借契約・使用貸借契約がなされて問題がない状態なのか。確認が出来る書類の添付がないため疑問を持っている。許可後に土地使用等の問題が起こらないように対応していただきたい。</p> | <p>(事業者の回答)</p> <p>当該施設の計画地は、有限会社梅田建設の代表取締役である梅田成壽の個人所有地であり、有限会社梅田建設への使用承諾書も頂いており問題はありません。</p> <p>なお、当該施設の計画地外では廃棄物処理業は行いません。</p> |